

「エネルギーカルテシステム再構築業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「エネルギーカルテシステム再構築業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式(以下「プロポーザル」という)により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という。)及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 実施体制・経歴・業務実績等
- (2) 評価項目に対する提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制・経験・業務実績等
- (2) 本業務の目的への理解度・実現性・汎用性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	環境創造局環境管理課長
副委員長	環境創造局公園緑地整備課長
委員	環境創造局政策課長
	環境創造局環境影響評価課長
	環境創造局環境エネルギー課長
	環境創造局環境エネルギー課担当係長
	総務局行政情報マネジメント課ICT調達統制担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は評価結果を環境創造局第二入札参加資格審査・委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議および採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成30年11月29日から施行する。